



農業委員会だより

平成29年1月
第15号
編集・発行
八丈町農業委員会
TEL 2-1125

あけましておめでとうございます。

【三根地区】 【大賀郷地区】 【檜立地区】 【中之郷地区】 【末吉地区】

浅沼 實(農)	菊池 國仁(農)	磯崎 正(農)	山下 譽(農)	沖山 慶孝(農)
浅沼 博之(農)	菊池 寛(農)	伊勢崎 武二(農)	菊池 家司(農)	沖山 宗春(農)
青木 保憲(農)	菊池 勝男(農)	笹本 守彦(推)	大澤 正雄(推)	浅沼 孝教(推)
浅沼 大二郎(農)	奥山 完己(農)	農地の事で何かございましたら相談ください (農)=農業委員 (推)=農地利用最適化推進委員		
奥山 利平(推)	菊池 睦男(推)			
浅沼 隆章(推)	加藤 純生(推)			

謹賀新年

地場産業を基軸に 東京島しょ農業協同組合本店
 島しょ農産物を 烏しよ農産物を 全国へ発信!!
 TEL 2-1251 FAX 2-1252

代表理事	菊池 勝男
組合長	菊池 勝男
常務理事	山下 下輝
理事	山下 下輝
理事	浅沼 好誉
理事	浅沼 好誉
理事	沖山 宗春
理事	沖山 宗春
理事	菊池 國仁
理事	菊池 國仁
理事	伊勢崎 善正
理事	伊勢崎 善正
理事	菊池 義寛
理事	菊池 義寛
理事	笹本 勝彦
理事	笹本 勝彦
理事	浅沼 孝教
理事	浅沼 孝教
理事	浅沼 大二郎
理事	浅沼 大二郎
理事	浅沼 實
理事	浅沼 實
理事	岡野 広輝
理事	岡野 広輝
理事	菊池 家司
理事	菊池 家司
理事	磯崎 正
理事	磯崎 正

八丈町からのお願い

農業統計調査に協力を!

八丈町産業観光課産業係では、農家を対象に毎年二月に調査員による農作物に対する作付面積や生産量、栽培品目、農業経営の意向等の調査を実施しています。

これにより、農業振興を進めるうえでの基礎資料として、農業背作の策定などの根拠としています。

とりまとめた統計データは、八丈町の農業の生産の実態把握や各種施策のための基礎データとして次のものなどに活用されています。(※個人の調査内容ではなく、統計数値を基礎データとして活用しております。)

- 東京都農産物生産状況調査(東京都産業労働局農林水産部)
- 東京都の地域・区市町村別農業指標(東京都農業会議)
- 事業概要(東京都八丈支庁)
- 農林水産省及び関東農政局の各種統計数値

つきましては、趣旨をご理解いただき調査へのご協力を
お願いいたします。

○問合せ先

八丈町産業観光課 産業係
電話04996(2) 1125
担当者 廣瀬



農薬取締法を再確認しましょう！！

東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所

平成14年、安全性に問題があるために登録を失効した農薬（無登録農薬）が、全国各地で使用されていたことから、国は翌年、無登録農薬問題の再発防止と国産農作物の安全性を確保するため、農薬取締法を改正し、農薬の使用方法等の規制を強化しました。

この法改正から十数年が経過しましたが、現在でも「この農薬は効かないので、濃度を濃くして使用できますか？」などの質問を受けることがあります。回答は「濃度を濃くして使用することはできません」となりますが、もし濃度を濃くして使用した場合は、農薬取締法違反となり、使用者は罰則の対象となります。

そこで今回は、農薬を使用するすべての人が守らなければならない「無登録農薬の使用禁止」と「使用基準」について説明します。今一度、農薬取締法について再確認しましょう。

1 登録表示のある農薬を使いましょう

国（農林水産省）の登録を受けた農薬は、必ず袋や容器に登録番号（右図）が表示されています。これらの農薬は、病害虫への効果、作物への害、人への毒性、作物への残留性などが検証されており、その効果と安全性が確認されています。そして、登録の無い農薬を使用した場合は、農薬取締法違反となり、使用者は罰則（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）の対象となります。



2 農薬の使用基準を守りましょう

すべての登録農薬には「使用基準」が定められており、登録番号と同じように袋や容器に表示されています。下表がその表示例ですが、この「使用基準」からは、①トマトとキャベツに使用できる。（記載の無い作物には使用できません）、②トマトはコナジラミ類、キャベツではアブラムシ類に効果がある。（トマトはアブラムシ類に登録はありませんが、コナジラミ類を防除した結果、アブラムシ類も防除できた場合は同時防除と見なされ、このことは違反にはなりません）、③トマトは1,500倍、キャベツでは1,000倍に希釈して使用する。（希釈倍率より低い濃度、濃い濃度では使用できません）、④トマトは収穫前日（24時間前）、キャベツでは収穫7日前まで使用できる。⑤本剤ではトマトは2回、キャベツでは3回使用できる。（本剤ではトマトで3回以上、キャベツでは4回以上使用することはできません）。⑥商品名が異なっても同じ有効成分が含まれる農薬がある場合は、有効成分の総使用回数として、トマトは3回、キャベツでは4回使用できる。ことが読み取れます。そして、①、③、④、⑤、⑥の使用基準が守られなかった時は、登録の無い農薬を使用した時と同様に、農薬取締法違反となります。

作物名	適用病害虫	希釈倍率	使用時期	本剤の使用回数	総使用回数
トマト	コナジラミ類	1500倍	前日	2回	3回
キャベツ	アブラムシ類	1000倍	7日	3回	4回

3 農薬の使用基準を守る理由

農薬の使用基準が守られないと、作物に薬害が発生することがあります。特に希釈倍率を守らず、濃い濃度で使用した場合はその可能性が高まります。また、農作物毎に農薬の残留基準が定められていますが、使用基準が守られていれば、基準値を超えることはないことが確かめられています。

（関係機関）

島しょ農林水産総合センター八丈事業所園芸振興担当 Tel2-0042(直) 普及指導センター Tel2-3158(直)
八丈支庁産業課農務担当 Tel 2-4514(直)

農業委員会だより編集委員

沖山 慶孝 山下 譽 浅沼 博之 青木 保憲 奥山 完己